知っていますか？16歳でも青切符

KEEP OUT　KEEP OUT　KEEP OUT　KEEP OUT　KEEP OUT　KEEP OUT　KEEP OUT

～令和8年5月23日までに施行～

16歳以上の自転車の交通違反者に対して

青切符が適用されることとなりました。

つまり、**反則金**の納付をしないといけなくなります。

自転車に乗るときはできる限り

道路の**左側**に寄って通行しましょう

自転車は車のなかま！

法律で自転車は「軽車両」に分類され、その規制を受けます。

自転車は、ルールを守って運転しなければ、周りの人に

けがをさせたり、自分がけがをしてしまう可能性があり、

事故や違反で民事でも刑事でも責任を問われます。

ライト・反射材の活用も✨

自転車保険に入っていますか？

兵庫県では平成27年10月から加入義務化！

自転車は子供から高齢者まで、幅広く利用されています。

兵庫県でも、小学生が自転車運転中に起こした交通事故で高額賠償事例が発生しています。

万が一、事故を起こした際、被害者の救済・加害者の経済的負担を軽減するために、自転車保険に加入しましょう！